

学校法人  
ミュンヘン日本人国際学校定款  
(Satzung der Japanischen Internationalen Schule München e. V.)  
日本語概訳

本定款は独文を正本とし、日本文復本として訳されたものである

1994年2月28日

改定：1995年4月13日

改定：2023年7月7日

**第1条**            **名称、所在地、登記及び事業年度**

1. 本法人は「学校法人 ミュンヘン日本人国際学校」と称する。
2. 本法人の所在地は、ミュンヘンである。
3. 本法人は、ミュンヘン区裁判所 (Amtsgericht) の社団登記簿に登記済みである。
4. 本法人の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。初年度は、本法人の登記日からとする。

**第2条**            **本法人の目的**

1. 本法人は、1977年公布の租税条例の現行条文による課税軽減措置の条項（租税条例第51条以下）並びに公益目的に基づき活動する。
2. 本法人は、教育と訓育、及び国際間の意志の疎通、特に日独両国民間の相互理解の促進を図る事を目的とする。
3. 本法人の目的は特に、
  - a) ミュンヘン市及びその周辺に在住する日本人、及びその他あらゆる国籍の子女のための日本人国際学校の設立及び運営。
  - b) 授業は日本語で行われ、学校運営に支障をきたさない範囲で自由時間を利用し、日独両国の子女に文化を教授する。
  - c) 日本とドイツ連邦共和国との間の諸国民及び文化交流の促進。この促進のため、公益への奉仕を目的とした講演会や各種文化行事を行う際には、学校運営に支障を来さない範囲で校舎を利用する事が出来る。

**第3条**            **非営利的団体**

1. 本法人は非営利的な活動を営むものであり、自らの利益追求を主目的とした活動をしない。
2. 本法人の資産は本定款に定める目的のみに使用されなければならない。  
本法人の会員は、その立場上、本法人の資産からの贈与を受けてはならない。
3. 本法人の会員は退会の際、又は本法人の解散又は解消の場合に、本法人資産の一部なりとも取得してはならない。
4. 何人も本法人の目的にそぐわない出費をしたり、又は法外に高い報酬により利益を得てはならない。

**第4条**            **会員**

1. 本法人の目的を支援する自然人並びに法人はすべて本法人の会員になる事が出来る。  
会員になることができるのは：

正会員  
賛助会員  
名誉会員

2. 自然人は正会員になる事が出来る
3. 自然人並びに法人、個人企業、社団及び団体、特にドイツ及び日本の企業並びに団体及び協会は、賛助会員になることができる。
4. 本法人はその他に、1名の名誉会長と複数の名誉会員を有する。

## 第5条 入会

1. 会員資格の取得は、本法人の理事会宛の書面による入会申込みを前提とする。入会の可否は理事会が決定する。
2. 1家族からは、1名が正会員として入会できる。
3. 名誉会員は、理事会が任命する。

## 第6条 会員の権利

1. 正会員及び賛助会員は会員総会において1票の投票権を有する。  
名誉会員は、投票権を持たないが会員総会に出席する事が出来る。
2. 法人、個人企業、社団及び団体は、本会の理事会に対して、本法人の会員として権利を行使する1名の代表者を指名しなければならない。この指名は後日、本法人の理事会に対して、取り消したり変更したりする事ができ、また、新たに代表者を指名する事によって、その任務を遂行させる事が出来る。この指名が本法人の運営上、不相当と思われる時には、理事会はその指名を拒否することができる。

## 第7条 会費

1. 全ての会員は一回限りの入会金と、年会費を支払う。  
名誉会員は、入会金及び年会費の支払いの義務が免除される。
2. 年会費の支払期限は暦年の4月30日とする。  
入会金及び年会費は、入会后1ヶ月以内に支払う。
3. 入会金と年会費の金額は、理事会の提案により総会で定める。
4. 本会の目的遂行のために、本法人は寄付の収受に努力する。寄付の提供者の対象は、これを限定しない。

## 第8条 会員資格の喪失

1. 会員資格は、死亡、任意の退会、会員名簿からの抹消若しくは本法人からの除名により喪失する。  
法人、個人企業、社団又は団体の場合は、これらの解散、任意の退会もしくは除名により会員資格が喪失する。
2. 退会は随時認められるが、その場合は本法人理事長宛に書面にて通知しなければならない。
3. 2度の督促にもかかわらず会費を滞納した会員は、理事会の決議により会員名簿から抹消する事が出来る。抹消の議決は、2回目の督促状の送付後3ヶ月が経過した後、はじめて行う事が出来る。  
抹消は当該会員に通知する。  
会費の納入義務は、抹消により免除されるものではない。
4. 重大な理由があった場合には、理事会は出席役員4分の3以上の多数決によりその会員を免除する事が出来る。

重大な理由とは、その会員によって

- a) 本法人の信用又は利益が著しく危うくされるか、損なわれるか、あるいはその行動が本法人の会員として相応しくないことが判明した場合。
- b) 本定款の内容や会員総会若しくは理事会での決議事項などに相反し、後にまで影響の残るような違反が行われた場合。

理事会は除名の決議を行う前に、適正な期間並びに機会を設けて、当該会員が自ら理事会に出頭するか、若しくは書面により弁明又はその見解を表明する機会を与えるものとする。納入しなければならぬ会費の支払い義務は除名によって免除されるものではない。

## 第 9 条

### 会の機関

本会には下記の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会

## 第 10 条

### 総会

1. 定例総会は毎年 1 回、事業年度終了後 6 ヶ月以内に理事会により招集される。  
臨時総会は正会員の 1 割の文書による要求がある場合に、理事会が招集する。更に理事会が必要と認められた場合には、随時、臨時総会を招集することができる。
2. 招集通知は、文書にて総会開催の 2 週間前に全会員に対し送付しなければならない。招集通知状には議事日程を明記する事。
3. 投票権の代行はその配偶者にのみ認められる。その際、委任状の提出は必要ない。法人は、総会ごとに投票権を有する代理人を指名できる。その際、委任状を書面にて提出しなければならない。
4. 総会は次の事項を管轄する。
  - a) 過年度の年次報告の承認
  - b) 当該年度予算案の承認
  - c) 理事及び監査役の免責
  - d) 理事の任免／監査役の任免
  - e) 定款変更及び本法人の解散決定
  - f) 理事会の提案による会費の設定
5. 理事の提案により、総会にて議長が選出される。
6. 定款に基づき招集されるすべての総会は、会員の出席人数にかかわらず総会として成立する。
7. 総会は出席会員の単純多数決をもって決議する。但し定款の変更については出席会員の 4 分の 3 以上の賛成を要する。
8. 本法人の総会での役員等の選出及び役員総会の議題は、原則として公開投票で決議される。但し、出席した投票権を有する会員の多数決により、無記名投票を採択した場合はその限りでない。
9. 総会ごとに総会で選出された会員が書記として議事録を作成する。議事録の中には、総会決定事項が記載されていなければならない。  
総会で選出された書記及び議長が議事録に署名すること。

## 第 11 条

### 理事会

1. 理事会は理事長 1 名、専務理事 2 名、財務理事 1 名、及び理事若干名をもって構成される。これらの総数は、総会で決める。

理事会は校長を理事に任命するが、会員である必要はない。校長は、表決権はないが理事会に参加できる。

「社会法人ミュンヘン日本人会」の会長は、総会で採択されることなく、代表権はないが投票権を持った理事として任命される。

2. 理事は総会により毎年選出される。候補者は理事会により推薦される。さらに、全ての会員は立候補する権利を持つ。各理事は個別に選出され、選出された理事は次の選挙まで在任し、再選は認められる。本法人の会員資格喪失とともに理事としての資格も喪失する。
3. 理事の中から、理事長1名、専務理事2名及び財務理事1名を選出する。
4. 理事は理事長又は専務理事に対する意思表示により、随時職務を辞することが出来る。全ての理事は総会で投票数の3分の2の多数決決議により、解任され得る。
5. 理事が任期満了以前に退任した時は、理事会は退任時から次期役員選出までの残留期間の任務を遂行する後任役員を選出する権限を持つ。
6. 民法26条により、理事会は理事長、専務理事2名及び財務理事からなり、法的並びに法的以外にかかわらず、本法人を代表する。  
4名のうち、常時2名の理事によって代表権を行使できる。
7. 同一人物が理事会の複数の役職を兼任することは認められない。

## 第12条 事務局長

1. 理事会は、事務局長1名を任命する。事務局長は本法人の会員或いは理事である必要はない。この者は理事会により付与された権限の範囲内で本法人の業務の遂行にあたる。
2. 理事会は、事務局長代理1名を任命することが出来る。この者は事務局長に支障がある場合、本法人の業務の遂行にあたる。
3. 事務局長及び事務局長代理は、民法30条にいう「特別代理人」となる。

## 第13条 理事会の所轄

1. 理事会は、定款により総会に委任されない限り、本法人にかかわるすべてを管轄する。理事会は特に次の任務を行う。
  - a) 事務局長が理事会により委任された以外の学校の経常運営業務
  - b) 総会の準備及び議事日程作成
  - c) 総会の召集
  - d) 総会決定事項の遂行
  - e) 過年度の会計報告書作成
  - f) 入会及び会員除名に関する決定
  - g) 本法人において職員を会員とみなすか否かの決定、又この者が表決権はないが、総会及び理事会に参加できるか否かの決定
  - h) 当該年度の予算案作成
  - i) 雇用契約の締結及び解約
2. 定例の理事会は、通常毎月1回必要に応じて開催される。理事会は理事長、又は理事長に支障のある場合は専務理事が書面又は口頭により、少なくとも1週間の予告期限を以って召集される。理事会は、他に定める場合を除いて、出席理事の人数にかかわらず成立する。
3. 理事会には名誉会員も招集されることが出来る。この場合表決権はないが、参加できる。

名誉会員には、在ミュンヘン日本国総領事館員も含む。

4. 理事会の議題は、緊急時において、3分の2の理事がこれに対し書面又は口頭にて賛意を表した場合には、書面又は口頭にて決議することが出来る。

上記のように決議された事項は、書面にて記録される。

5. 理事会の決議は単純多数決による。賛否同数の場合は理事長がこれを決定する。会議の内容は議事録に記載される。

#### 第14条      監査役

総会は、毎年2名の監査役を選任する。監査役は理事の一員であってはならない。監査役は、次の選挙まで在任し、再選は認められる。監査役は通常、本法人の全ての業務資料を閲覧する権利を持つ。監査役は会計事項に関し、正常な取り扱いが行われていることを常時確認し、総会において年次会計に関する監査報告を行わなければならない。

#### 第15条      解散及び財産の用途

1. 本法人の解散は、1ヶ月の予告期間を守って解散の目的の為に召集された臨時会員総会によるのみ行われる。解散の申請は各会員に理由を付して書面にて通知される。
2. その議決には、投票権を有する会員の3分の2の出席と、投票された票の4分の3の同意が必要である。この臨時会員総会の出席者が投票権を有する会員の3分の2に達しなければ、4週間の予告期間をもって新たに会員総会を招集することが出来る。この総会では投票権を有する会員の出席人数にかかわらず、出席した投票権を有する会員の3分の2の同意により本法人の解散を決議できる。
3. 本法人の精算は、その時選出された任期中の理事により行われる。理事が不在の場合には、総会によって精算人が任命される。
4. 本法人の解散の場合、又は本定款第2条に記載の公益目的が削除された場合には、本法人の資産は州都ミュンヘンに帰属し、州都はこの資産を公益的又は慈善的福祉の目的にのみ直接使用することができる。
5. 本法人資産の将来の使用に関する決議事項は、税務署の同意を得て初めて実施できる。
6. 上記の規定は、本法人が他の原因により解散するか法的能力を失った場合にも適用される。

#### 第16条      消滅規定

前条までに述べた規定の1つが効力を失った場合にも、他の条項は存続する。失効した規定は、当該目的に対し、最も適した規定により代替される。

(以上)